

# 茨城県地下資源等連絡協議会要項

## (目的)

第1条 鉱業法（昭和25年法律第289号）、採石法（昭和25年法律第291号）、水洗炭業に関する法律（昭和33年法律第134号。以下「水洗炭業」という。）及び砂利採取法（昭和43年法律第74号。以下「砂利法」という。）の施行にあたり関係部局との意見を調整し、その円滑な運営を図るため茨城県地下資源等連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置するものとする。

## (協議事項)

第2条 協議会は、その目的を達成するため次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 鉱業法第24条協議に基づく関東経済産業局長と知事との協議に関すること。
- (2) 採石法第10条第2項の規定に基づく関東経済産業局長と知事との協議に関すること。
- (3) 採石法第33条及び第33条の5の規定に基づく採取計画の認可及び採取計画変更認可に関すること。
- (4) 水洗炭業法第3条に基づく登録に関すること。
- (5) 砂利採取法第16条及び第20条の規定に基づく採取計画の認可及び採取計画変更認可に関すること。
- (6) その他会長の必要と認める事項。

## (構成)

第3条 協議会は別表に掲げる委員によって構成する。

- 2 会長は、商工労働部長をあてる。
- 3 副会長は、産業技術課長をあてる。

## (部会)

第4条 協議会に次の2部会を置く。

- (1) 鉱業・水洗炭業部会
  - (2) 砂利・採石部会
- 2 鉱業・水洗炭業部会は、第2条第1号、第4号及び第6号の鉱業法、水洗炭業に関する事項について協議する。
  - 3 砂利・採石部会は、第2条第2号、第3号、第5号及び第6号の採石法、砂利法に関する事項について協議する。
  - 4 部会に属する委員は、別表に掲げる委員のうちから会長が指名する。

## (会長等の職務)

第5条 会長は会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を代理する。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、別表に掲げる以外のものを会議に出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(会 議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

(付議事項の処理)

第7条 協議会に付議された事項については、関係各課においてその結果を尊重し、事務処理にあたるものとする。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、商工労働部産業技術課内におく。

(補 則)

第9条 この要項に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

- 1 この要項は、昭和46年10月1日から施行する。
- 2 茨城県砂利採取法施行協議会は、廃止する。

付 則

- 1 この要項は、平成13年年4月1日から施行する。

## 別表

委員（平成21年4月1日現在）

部局	委員	部会		部局	委員	部会	
		1	2			1	2
企画部	水・土地計画課長			土木部	用地課長		
	地域計画課長				道路建設課長		
	事業推進課長				道路維持課長		
生活環境部	環境政策課長				河川課長		
	環境対策課長				港湾課長		
	廃棄物対策課長				都市計画課長		
保健福祉部	薬務課				都市整備課長		
農林水産部	農政企画課長				公園街路課長		
	林政課長				建築指導課長		
	林業課長				教育庁	文化課長	
	漁政課長			警察本部	生活保安課長		
	農村計画課長				交通指導課長		
				県北県民センター環境・保安課長			
				県北県民センター日立商工労働センター長			
				鹿行県民センター環境・保安課長			
				県南県民センター環境・保安課長			
				県西県民センター環境・保安課長			

（注）1 部会1：鉱業・水洗炭業部会

2 部会2：砂利・採石部会

3 委員の名称及び本文中の組織名称は、組織の改変の都度改めている。